

イギリスおよびアイルランド間の自由な越境の形成と変容

—共通旅行区域(Common Travel Area : CTA)の点から—

基礎教育センター
准教授
宮内 紀子

研究シーズの紹介

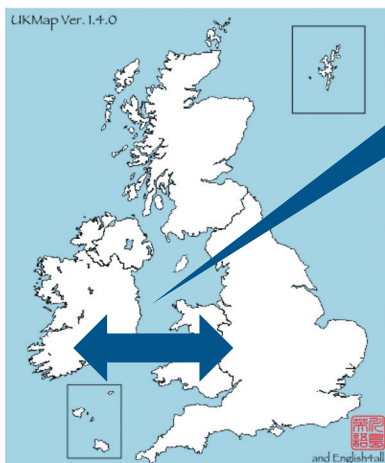
本課題は、イギリスおよびアイルランド間の共通旅行区域(Common Travel Area : CTA)のイギリスでの形成と現在に至るまでの変容を研究するものである。戦前よりイギリスとアイルランド間にはCTA、両国間の入国審査の免除制度が存在し、この制度の下でアイルランド人はイギリスに自由に越境し、両国間のもはや分離不可能な社会を形成した。イギリスでアイルランド人は国民同様の権利を有し特殊な位置にある。これ

はイギリスへの自由な越境を認めるCTAに由来する。そのためBrexitによるCTAへの影響はこの特殊な位置にも波及するかもしれない。CTAがどのようにして形成され現在に至り、Brexitによりどのように変容するのかを明らかにする必要がある。本課題はイギリスでのCTAの形成と現在までの変容を研究の射程としている。



共通旅行区域

- イギリスーアイルランド間はパスポートなしで行き来できる
- 国際法によるものではなく、両国それぞれの法律でそれぞれに規定



共通旅行区域 (CTA)

- 成立期：1920～30年代
➡目的：入国を望まない外国人の入国規制の連携。
＝独立をしたいアイルランドと、独立をさせたくないイギリスの思惑の一致
(政治的に形成・不明な点が多い)
- 法的形成期：1940～50年代
共通旅行区域を前提として両国それぞれに法律を制定
- 発展期：1960年代以降
入国規制対象の共有からこれ以外の出入国の自由の強化
- 後退期：1990年代以降
移民の流入・テロ防止により自由な行き来の意味合いの後退?

期待される活用シーン

● Brexitによりどんな影響が起これるのか?



イギリスーアイルランド間の国境管理問題の出現?

CTAはイギリスーアイルランド間の歴史的関係に基づくものであり、当面維持。

● パスポートは外国に行くときに必須なのか?



国家同士の取り決めにより必要とされていない場合もある。

ただし、共通旅行区域はイギリスの法律・アイルランドの法律、それぞれで独立して作られているもの。

その他の研究テーマ

国籍による国家の法的構成員性への憲法的検討—連合王国を対象として— (科学研究費助成事業 若手研究 課題番号19K13509)
国会議員の重国籍をめぐるイギリス・オーストラリアの比較検討
イギリス憲法学におけるレファレンダムへの考察—議会主権の観点から—